

人事院規則15-15の運用について

標記について下記のとおり定められたので、平成6年9月1日以降は、これによってください。

記

第2条関係

- 1 各省各庁の長は、非常勤職員の勤務時間の内容（始業及び終業の時刻、休憩時間等を含む。）について、人事異動通知書その他適当な方法により、当該非常勤職員に対して通知するものとする。
- 2 非常勤職員の休憩時間及び定められた勤務時間以外の時間における勤務については、常勤職員の例に準じて取り扱うものとする。
- 3 各省各庁の長は、非常勤職員の勤務時間を定めるに当たっては、常勤職員の勤務時間に関する基準を考慮するものとする。

第3条関係

- 1 年次休暇が認められる非常勤職員の要件及びその日数は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 1週間の勤務日が5日以上とされている職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日
 - (2) (1)に掲げる職員が、雇用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれ1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日
						以上

(3) 1週間の勤務日が4日以下とされている職員（1週間の勤務時間が29時間以上である

国の非常勤職員の勤務時間について

人事院規則15-15

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、非常勤職員の勤務時間及び休暇に関し次の人事院規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、勤務時間法第二十三条（育児休業法第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する常勤を要しない職員（以下「非常勤職員」という。）の勤務時間及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間）

第二条 非常勤職員の勤務時間は、相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職である非常勤官職に任用される非常勤職員については一日につき七時間四十五分を超えず、かつ、常勤職員の一週間当たりの勤務時間を超えない範囲内において、その他の非常勤職員については当該勤務時間の四分の三を超えない範囲内において、各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）の任意に定めるところによる。

（年次休暇）

第三条 各省各庁の長は、人事院の定める要件を満たす非常勤職員に対して人事院の定める日数の年次休暇を与えなければならない。
 2 前項の年次休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

職員を除く。以下この(3)において同じ。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合又は雇用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる雇用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
雇用の日から起算した継続勤務期間	6月	5日	3日	1日
	1年6月	8日	6日	4日
	2年6月	9日	6日	4日
	3年6月	10日	8日	5日
	4年6月	12日	9日	6日
	5年6月	13日	10日	6日
6年6月以上	15日	11日	7日	3日

- 2 前項の「継続勤務」とは原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは非常勤職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第79条の規定による休職又は同法第82条の規定による停職及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。)第3条第1項の規定による育児休業の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。
- 3 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。
- 4 前項の規定により繰り越された年次休暇がある職員から年次休暇の請求があった場合は、

繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

- 5 「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、各省各庁の長は、請求に係る休暇の時期における非常勤職員の業務内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合して行うものとする。
- 6 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 7 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間（1分未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間。以下同じ。）をもって1日とする。

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、ア及びイの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

ア この条の第1項第8号及び第2項第9号の休暇 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）

イ この条の第1項第9号、第12号及び第13号並びに第2項第2号及び第3号の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものをもって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの

ウ この条の第2項第4号の休暇 同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものをもって、当該申出において、(15)の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること及び任命権者（国家公務員法第55条第1項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。）を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

エ この条の第2項第5号の休暇 初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものをもって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

(2) (1)ウの「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、(1)ウの「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、この条の第2項第4号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3) この条の第1項第1号の「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和2

(年次休暇以外の休暇)

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる場合には、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一 非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

二 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 七日の範囲内の期間

イ 非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 非常勤職員及び当該非常勤職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

四 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

人事院規則15-1-5

- 六 非常勤職員の親族（人事院の定める親族に限る。）が死亡した場合で、非常勤職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 人事院の定める期間
- 七 非常勤職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 人事院が定める期間内における連続する五日の範囲内の期間
- 八 非常勤職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進の場合 一年の七月から九月までの期間内において、人事院の定める日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間
- 九 非常勤職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日まで）をいう。以下同じ。）において五日（当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間
- 十 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である女子の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 十一 女子の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女子の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- 十二 非常勤職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 人事院が定める期間内における二日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間
- 十三 非常勤職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。次項第三号イ及びハを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき当該期間内における五日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

人事院規則15-1-5の運用について

- 5年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。
- (4) この条の第1項第3号の「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当に相当する給与の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当に相当する給与の支給を受けている非常勤職員がその復旧作業等を行うときをいい、同号の休暇の期間は、原則として連続する7暦日として取り扱うものとする。
- (5) この条の第1項第6号の「人事院の定める親族」は、人事院規則15-1-4（職員の勤務時間、休日及び休暇）別表第2の親族欄に掲げる親族とし、同号の「人事院の定める期間」は、同規則第22条第1項第13号に規定する休暇の例によるものとする。
- (6) この条の第1項第7号の「人事院が定める期間」は、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までとし、同号の「連続する5日」とは、連続する5暦日をいう。
- (7) この条の第1項第8号の「人事院の定める日」は、勤務時間が割り振られていない日とし、同号の「原則として連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができるものとする。
- (8) この条の第1項第9号の「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、同号の「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいい、同号の「人事院が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（同号に規定する人事院が定める不妊治療を受ける場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるもの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- (9) この条の第1項第10号の「6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）」は、分べん予定日から起算するものとする。
- (10) この条の第1項第11号から第13号までの「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんをいう。
- (11) この条の第1項第12号の「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、非常勤職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。（12）及び（13）において同じ。）の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、この条の第1項第12号の「人事院が定める期間」は、非常勤職員の妻の出産に係る入院等の日か

の期間

- イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母
- ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ハ 非常勤職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院の定めるもの
- 四 要介護者の介護をする非常勤職員が、当該介護をするため、各省各庁の長が、人事院の定めるところにより、非常勤職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間
- 五 要介護者の介護をする非常勤職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間
- 六 女子の非常勤職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 七 女子の非常勤職員が母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）の規定による保健指導又は健康診査に基づき指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 八 非常勤職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 九 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前三号に掲げる場合を除く。）の年度において人事院の定める期間
- 十 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植の者に對して登録の末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に對して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要ないし必要ないし、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

- ア 要介護者の介護
- イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話
- (15) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15-1-4第23条第2項から第6項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。
- (16) この条の第2項第5号の休暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）の範囲内（育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。
- (17) この条の第2項第8号及び第9号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。
- (18) この条の第2項第9号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

1 週間の勤務日の日数	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	1 6 9 日から 2 1 6 日まで	1 2 1 日から 1 6 8 日まで	7 3 日から 1 2 0 日まで	4 8 日から 7 2 日まで
日数	7 日	5 日	3 日	1 日

- 2 前項に規定するもののほか、年次休暇以外の休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。
- 3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第1項第9号、第12号若しくは第13号若しくは第2項第2号若しくは第3号の休暇又は1日以外の単位で与えられた同項第9号の休暇の日を換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。
- 4 年次休暇以外の休暇（この条の第1項第10号及び第11号の休暇を除く。）の承認については、常勤職員の例に準じて取り扱うものとする。

3 前二項の休暇（第一項第十号及び第十一号の休暇を除く。）については、

<p>人事院規則15-15 人事院の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならない。 い。 (雑則) 第五条 この規則に定めるもののほか、非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する必要な事項は、人事院が定める。</p>	<p>人事院規則15-15の運用について</p> <p>第5条関係 非常勤職員の休暇の請求等の手続については、常勤職員の例に準じて取り扱うものとする。</p> <p>経過措置 (略)</p> <p>以上</p>
---	---

国家公務員(非常勤職員)等の休暇等

参考資料4

令和4年10月1日現在

国家公務員(非常勤職員)

地方公務員に適用される休暇等に係る労働基準法等の規定

		非常勤職員		有給 無給	根拠規定			民間		関係法令
年次休暇		10日以内(6月間の継続勤務経過後に、勤務形態等に応じて原則付与)		有	人規15-15第3条	年次有給休暇		10日以内(6月間の継続勤務経過後に、勤務形態等に応じて原則付与)		労基法第39条
年次休暇以外の休暇	公民権行使	必要と認められる期間		有	人規15-15第4条第1項第1号	公民権行使	必要な期間		労基法第7条	
	官公署出頭	必要と認められる期間		有	人規15-15第4条第1項第2号	官公署出頭	必要な期間		労基法第7条	
	現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間		有	人規15-15第4条第1項第3号					
	出勤困難	必要と認められる期間		有	人規15-15第4条第1項第4号					
	退勤途上	必要と認められる期間		有	人規15-15第4条第1項第5号					
	忌引	親族別日数(遠隔地に赴く場合は往復に要する日数を加えた日数)以内		有	人規15-15第4条第1項第6号					
	結婚	結婚の日の5日前から結婚の日後1月を経過する日の間で連続5日の範囲内の期間		有	人規15-15第4条第1項第7号					
	夏季	7月~9月の間で連続3日の範囲内の期間(勤務時間が割り振られていない日を除く)		有	人規15-15第4条第1項第8号					
	不妊治療	5日以内(体外受精、顕微授精に係るものである場合は10日以内)		有	人規15-15第4条第1項第9号					
	産前	6週間(多胎妊娠は14週間)予定日以後出産の日までの期間を含む		有	人規15-15第4条第1項第10号	産前	6週間(多胎妊娠は14週間)以内予定日以後出産の日までの期間を含む。		労基法第65条第1項	
	産後	8週間		有	人規15-15第4条第1項第11号	産後	8週間		労基法第65条第2項	
	配偶者出産	妻の出産に係る入院から出産後2週間において2日以内		有	人規15-15第4条第1項第12号					
	育児参加休暇	妻の出産予定日6週間前から出産後1年において5日以内		有	人規15-15第4条第1項第13号					
	保育時間	1日2回各30分以内 生後1年に達しない子の保育		無	人規15-15第4条第2項第1号	育児時間	1日2回各々少なくとも30分 生後1年に達しない子の保育		労基法第67条	
	子の看護(小学校就学前)	5日以内(1年度) (子が2人以上の場合には10日)		無	人規15-15第4条第2項第2号	子の看護(小学校就学前)	5日以内(1年) (子が2人以上の場合には10日)		育児・介護休業法第61条第11項	
	短期介護	5日以内(1年度) (要介護者が2人以上の場合には10日)		無	人規15-15第4条第2項第3号	介護休暇	5日以内(1年) (要介護者が2人以上の場合には10日)		育児・介護休業法第61条第16項	
介護休暇	通算93日以内 (3回まで分割可)		無	人規15-15第4条第2項第4号	介護休業	通算93日以内 (3回まで分割可)		育児・介護休業法第61条第6項		
介護時間	連続する3年以内 (1日2時間まで)		無	人規15-15第4条第2項第5号	介護時間	連続する3年以内 (1日2時間まで)		育児・介護休業法第61条第32項		
生理日の就業困難	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第6号	生理日の就業困難	生理日(就業が著しく困難な場合)		労基法第68条		
妊産疾病	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第7号	妊産等による障害	保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置		男女雇用機会均等法第13条		
公務上の傷病	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第8号						
私傷病	勤務日数に応じて、10日の範囲内の期間(1年度)		無	人規15-15第4条第2項第9号						
骨髄等ドナー	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第10号						
主な職務専念義務免除	妊産婦の健康診査及び保健指導	1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間(回数制限あり)		有	人規10-7第5条	妊産婦の健康診査及び保健指導	母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間		男女雇用機会均等法第12条	
	妊産婦の休息・補食	勤務の間、適宜休息・補食するために必要とされる時間		有	人規10-7第6条第2項	妊産婦の休息・補食	保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置		男女雇用機会均等法第13条	
	妊娠中の通勤緩和	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間		有	人規10-7第7条	妊娠中の通勤緩和			男女雇用機会均等法第13条	

勤務日数別 休暇等取得可能日数等の例

令和4年10月1日現在

一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日	
年次休暇 付与日数						
雇用の日から起算した継続勤務期間(※1)	6月	10日	7日	5日	3日	1日
	1年6月	11日	8日	6日	4日	2日
	2年6月	12日	9日	6日	4日	2日
	3年6月	14日	10日	8日	5日	2日
	4年6月	16日	12日	9日	6日	3日
	5年6月	18日	13日	10日	6日	3日
	6年6月以上	20日	15日	11日	7日	3日
私傷病(※2)	10日	7日	5日	3日	1日	
夏季(※2)	7月～9月の間で原則として連続3日の範囲内の期間(勤務時間が割り振られていない日を除く)					
妊産疾病	必要と認められる期間					
生理日の就業困難	必要と認められる期間					
公務上の傷病	必要と認められる期間					
公民権行使	必要と認められる期間					
官公署出頭	必要と認められる期間					
骨髄等ドナー	必要と認められる期間					
産前	6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の者が出産の日まで申し出た期間					
産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間					
不妊治療	5日以内(体外受精、顕微授精に係るものである場合は10日以内) 【6以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者が取得可能】			取得不可		
配偶者出産	妻の出産に係る入院から出産後2週間において2日以内 【6以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者が取得可能】			取得不可		
育児参加休暇	妻の出産予定日6週間前から出産後1年において5日以内 【6以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者が取得可能】			取得不可		
保育時間	1日2回各30分以内 【生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う者が取得可能】					
子の看護(小学校就学前)	5日(子が2人以上の場合には10日)以内※3 【6以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものが取得可能】			取得不可		
短期介護	5日(要介護者が2人以上の場合には10日)以内※3 【6以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものが取得可能】			取得不可		
忌引	配偶者、父母 連続7日 等常勤職員の例による					
結婚	結婚の日の5日前から結婚の日後1月を経過する日の間で連続5日の範囲内の期間					
現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間					
出勤困難	必要と認められる期間					
退勤途上	必要と認められる期間					
介護休暇	通算93日以内 【指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでないものが取得可能】			取得不可		
介護時間	連続3年以内 【1日につき定められた勤務時間数が6時間15分以上である勤務日があるものが取得可能】			取得不可		
主な職務専念義務免除	妊産婦の健康診査及び保健指導	1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間(回数制限あり)				
	妊産婦の休息・補食	勤務の間、適宜休息・補食するために必要とされる時間				
	妊娠中の通勤緩和	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間				

休暇の内容については、国の非常勤職員の例による。

※1 勤務形態等に応じ、人事院規則15-15第3条及び運用通知第3条関係に基づき算定された日数を付与

※2 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員が対象(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下の職員は除く)

※3 勤務日ごとの勤務時間数が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間の5倍(子・要介護者が2人以上の場合にあっては10倍)の時間